

奄美群島国立公園

公園区域及び公園計画変更書

[一部変更]

(環境省案)

令和元年 月 日

環 境 省

目次

第1	公園区域の変更	2
1	変更理由	2
2	指定理由の変更内容	3
3	地域の概要の変更内容	5
4	変更する公園区域	8
第2	公園計画の変更	12
1	変更理由	12
2	規制計画の変更内容	13
(1)	保護規制計画	13
ア	特別地域	13
(ア)	第1種特別地域	19
(イ)	第2種特別地域	23
(ウ)	第3種特別地域	28
イ	面積内訳	30
3	事業計画の変更内容	41
(1)	施設計画	41
ア	利用施設計画	41
(ア)	道路	41

第1 公園区域の変更

1 変更理由

奄美群島国立公園は鹿児島県の南部に位置し、奄美大島、加計呂麻島、請島、与路島、喜界島、徳之島、沖永良部島及び与論島等の島嶼で構成される地域である。

本国立公園は、日本列島の形成過程を反映して形成された島々の地史を背景に、多くの固有種が集中して分布する国内最大規模の亜熱帯照葉樹林の生態系を中心として、自然性の高い河川景観、干潟・マングローブ生態系、サンゴ礁生態系といった多様な生態系が複合的に一体となった景観を風景型式としている。また、リアス海岸の景観や琉球石灰岩のカルスト地形の景観、人と自然の関わりを示す有形無形の文化景観も有しており、平成29年3月に国立公園として指定された。

平成31年2月には、奄美大島及び徳之島の固有種や希少種が集中して分布する亜熱帯照葉樹林を中心とした区域を、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」世界自然遺産として、ユネスコ世界遺産センターに推薦した。これらの世界自然遺産登録を目指す中で、既に特別保護地区又は第1種特別地域に指定されている、スダジイを中心とした亜熱帯照葉樹林である核心地域の隣接地において、固有かつ希少な野生動植物の生息・生育が確認されており、良好な照葉樹林となっている区域について、本国立公園と一体的かつ同等の資質を有していることから、新たに公園区域に編入する必要性が認識された。一方、現在公園に指定している区域のうち、住宅地や別荘地として利用されており、公園の資質の観点から、公園区域の明確化を図るための削除が必要な区域も存在している。

以上の自然的条件及び社会的背景の変化を踏まえ、本国立公園のより適正な保護管理を図るため、公園区域及び公園計画の変更を行うものである。

2 指定理由の変更内容

指定理由を次のとおり変更する。

(表 1 : 指定理由変更表)

変更後	変更前
<p>①景観（同一風景中、我が国の風景を代表する傑出した自然の風景地） （略）</p> <p>②規模（区域面積が原則として1万ha以上（島嶼）） 本国立公園の区域面積は <u>42,196</u>ha（陸域）である。</p> <p>③自然性（原生的な景観核心地域が原則として約2,000ha以上） 本国立公園の原生的な景観核心地域は、住用川及び川内川中流部、湯湾岳、井之川岳、丹発山などであり、その合計区域面積は <u>15,987</u>ha である。 ＜参考：特別保護地区：5,248ha、第1種特別地域：<u>9,615</u>ha、海域公園地区：1,124ha＞</p> <p>④利用（大人数による利用が可能） （略）</p> <p>⑤地域社会の共存（地域社会の理解の獲得） （略） また、本国立公園のテーマを「生命にぎわう亜熱帯のシマ～森と</p>	<p>①景観（同一風景中、我が国の風景を代表する傑出した自然の風景地） （略）</p> <p>②規模（区域面積が原則として1万ha以上（島嶼）） 本国立公園の区域面積は <u>42,181</u> ha（陸域）である。</p> <p>③自然性（原生的な景観核心地域が原則として約2,000ha以上） 本国立公園の原生的な景観核心地域は、住用川及び川内川中流部、湯湾岳、井之川岳、丹発山などであり、その合計区域面積は <u>15,497</u>ha である。 ＜参考：特別保護地区：5,248ha、第1種特別地域：<u>9,125</u>ha、海域公園地区：1,124ha＞</p> <p>④利用（大人数による利用が可能） （略）</p> <p>⑤地域社会の共存（地域社会の理解の獲得） （略） また、本国立公園のテーマを「生命にぎわう亜熱帯のシマ～森と</p>

変更後	変更前
<p>海と島人の暮らし～」とし、琉球弧の形成の歴史を示す海岸等の優れた景観を保全し、地史を反映して進化をとげた固有の動植物等で構成される亜熱帯照葉樹林生態系を積極的に管理して、その健全性の維持・回復と希少動植物の絶滅リスクの回避、低減を図るとともに、地域特有の自然や伝統的な自然とのかかわりを感じることができ質の高い自然体験や環境学習の場と機会を提供することにより、地球の生物の多様性の確保に寄与し、地域の暮らし・営みと自然環境保全のバランス維持に貢献する国立公園を目指す。</p>	<p>海と島人の暮らし～」とし、琉球弧の形成の歴史を示す海岸等の優れた景観を保全し、地史を反映して進化をとげた固有の動植物等で構成される亜熱帯照葉樹林生態系を積極的に管理して、その健全性の維持・回復と希少動植物の絶滅リスクの回避、低減を図るとともに、地域特有の自然や伝統的な自然とのかかわりを感じることができ質の高い自然体験や環境学習の場と機会を提供することにより、地球の生物の多様性の確保に寄与し、地域の暮らし・営みと自然環境保全のバランス維持に貢献する国立公園を目指す。</p> <p><u>なお、既に奄美群島国定公園に指定されている地域の一部は本国立公園の区域に編入し、国定公園の指定を解除する。</u></p>

3 地域の概要の変更内容

地域の概要を次のとおり変更する。

(表2：地域概要変更表)

変更後	変更前
<p>(前文 略)</p> <p>(1) 景観の特性 (略)</p> <p>(2) 利用の現況</p> <p>奄美群島を訪れる入域客（奄美群島外から奄美群島域へ入ってきた人数）は、年間延べ<u>678,121</u>人（※鹿児島県「平成30年度奄美群島の概況」より引用）で、空路による入域と海路による入域が可能だが、約<u>70%</u>の入域客が空路で来島する。空路は、東京、大阪などからの直行便が奄美大島に乗り入れており、東京から約2時間、大阪から約1時間30分で来島することができるほか、鹿児島と各島を直行便が結んでいる。</p> <p>平成<u>30</u>年の各島の入込客数（奄美群島外から奄美群島域に入ってきた人数及び奄美群島内において各島間を移動した人数の合計）は、奄美大島<u>529,587</u>人、喜界島<u>60,418</u>人、徳之島<u>137,297</u>人、沖永良部島<u>89,045</u>人、与論島<u>69,064</u>人となっており、奄美大島への入込が最も多く、群島全体の入込客数の<u>6割弱</u>を占める。入込客数は、近年増加傾向となっている。</p>	<p>(前文 略)</p> <p>(1) 景観の特性 (略)</p> <p>(2) 利用の現況</p> <p>奄美群島を訪れる入域客（奄美群島外から奄美群島域へ入ってきた人数）は、年間延べ<u>560,432</u>人（平成<u>27</u>年）で、空路による入域と海路による入域が可能だが、約<u>80%</u>の入域客が空路で来島する。空路は、東京、大阪などからの直行便が奄美大島に乗り入れており、東京から約2時間30分、大阪から約1時間30分で来島することができるほか、鹿児島と各島を直行便が結んでいる。</p> <p>平成<u>27</u>年の各島の入込客数（奄美群島外から奄美群島域に入ってきた人数及び奄美群島内において各島間を移動した人数の合計）は、奄美大島<u>422,527</u>人、喜界島<u>55,481</u>人、徳之島<u>129,806</u>人、沖永良部島<u>87,121</u>人、与論島<u>62,952</u>人となっており、奄美大島への入込が最も多く、群島全体の入込客数の<u>5割強</u>を占める。入込客数は、近年増加傾向となっている。</p>

変更後	変更前
<p>月別の入込状況では島によって大きな違いはなく、7・8月の入込が最も多く、全体の20%強がこの期間に訪れるが、各月ともそれぞれ<u>7～9%</u>程度の入込があり、年間を通じて入込は平準化している。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 社会経済的背景</p> <p>ア 土地所有別 本区域は、公園区域 <u>42,196ha</u> (陸域) のうち、国有地 <u>8,022ha</u> (19.0%)、公有地 <u>11,029ha</u> (26.1%)、私有地等 <u>23,145ha</u> (54.9%) である。</p> <p>イ 人口及び産業 (略)</p> <p>ウ 権利制限関係 (ア) 保安林～(ウ) 史跡名勝天然記念物 (略)</p> <p>(エ) その他 (海岸保全区域)</p>	<p>月別の入込状況では島によって大きな違いはなく、7・8月の入込が最も多く、全体の20%強がこの期間に訪れるが、各月ともそれぞれ<u>6～9%</u>程度の入込があり、年間を通じて入込は平準化している。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 社会経済的背景</p> <p>ア 土地所有別 本区域は、公園区域 <u>42,181ha</u> (陸域) のうち、国有地 <u>7,049ha</u> (16.7%)、公有地 <u>9,685ha</u> (23.0%)、私有地等 <u>25,447ha</u> (60.3%) である。</p> <p>イ 人口及び産業 (略)</p> <p>ウ 権利制限関係 (ア) 保安林～(ウ) 史跡名勝天然記念物 (略)</p> <p>(エ) その他 (海岸保全区域)</p>

変更後				変更前			
名称	位置	重複延長(m)	指定年月日	名称	位置	重複延長(m)	指定年月日
用海岸	鹿児島県奄美市笠利町地内	930	昭33.4.1	用海岸	鹿児島県奄美市笠利町地内	930	昭33.4.1
奄美市笠利町海岸(用)	鹿児島県奄美市笠利町地内	1,137	平10.8.12	奄美市笠利町海岸(用)	鹿児島県奄美市笠利町地内	1,137	平10.8.12
辺留海岸	鹿児島県奄美市笠利町地内	75	昭62.10.30	辺留海岸	鹿児島県奄美市笠利町地内	75	昭62.10.30
奄美市笠利町海岸(崎原)	鹿児島県奄美市笠利町地内	390	平10.8.12	奄美市笠利町海岸(崎原)	鹿児島県奄美市笠利町地内	390	平10.8.12
奄美市海岸(芦花部)	鹿児島県奄美市地内	75	昭36.8.21	奄美市海岸(芦花部)	鹿児島県奄美市地内	75	昭36.8.21
大和村海岸(ヒエン)	鹿児島県大島郡大和村地内	881	昭49.2.9	大和村海岸(ヒエン)	鹿児島県大島郡大和村地内	881	昭49.2.9
大和村海岸(徳浜)	鹿児島県大島郡大和村地内	165	昭47.8.16	大和村海岸(徳浜)	鹿児島県大島郡大和村地内	165	昭47.8.16
大金久海岸	鹿児島県大島郡大和村地内	420	平28.8.26	瀬戸内町海岸(白浜)	鹿児島県大島郡瀬戸内町地内	606	平2.12.19
瀬戸内町海岸(白浜)	鹿児島県大島郡瀬戸内町地内	606	平2.12.19	古仁屋港海岸	鹿児島県大島郡瀬戸内町地内	11,090	昭42.6.28
古仁屋港海岸	鹿児島県大島郡瀬戸内町地内	11,090	昭42.6.28	知之浦海岸	鹿児島県大島郡瀬戸内町地内	383	昭39.3.25
知之浦海岸	鹿児島県大島郡瀬戸内町地内	383	昭39.3.25	秋名海岸	鹿児島県大島郡龍郷町地内	550	昭34.12.2
嘉徳海岸	鹿児島県大島郡瀬戸内町地内	511	平28.12.26	阿伝海岸	鹿児島県大島郡喜界町地内	826	昭48.1.19
秋名海岸	鹿児島県大島郡龍郷町地内	550	昭34.12.2	金見海岸	鹿児島県大島郡徳之島町地内	370	昭39.3.25
阿伝海岸	鹿児島県大島郡喜界町地内	826	昭48.1.19	天城町海岸(千間)	鹿児島県大島郡天城町地内	676	平1.11.17
金見海岸	鹿児島県大島郡徳之島町地内	370	昭39.3.25	美瀬海岸	鹿児島県大島郡和泊町地内	330	昭50.8.4
天城町海岸(千間)	鹿児島県大島郡天城町地内	676	平1.11.17	沖泊海岸	鹿児島県大島郡知名町地内	604	平2.9.5
美瀬海岸	鹿児島県大島郡和泊町地内	330	昭50.8.4	屋子母海岸	鹿児島県大島郡知名町地内	1,870	昭60.12.9
沖泊海岸	鹿児島県大島郡知名町地内	604	平2.9.5	皆田	鹿児島県大島郡与論町地内	190	昭37.6.1
屋子母海岸	鹿児島県大島郡知名町地内	1,870	昭60.12.9	クズレ	鹿児島県大島郡与論町地内	402	昭37.6.1
皆田	鹿児島県大島郡与論町地内	190	昭37.6.1				
クズレ	鹿児島県大島郡与論町地内	402	昭37.6.1				
(河川区域(2級河川)) (略)				(河川区域(2級河川)) (略)			

4 変更する公園区域

奄美群島国立公園の区域の一部を次のとおり変更する。

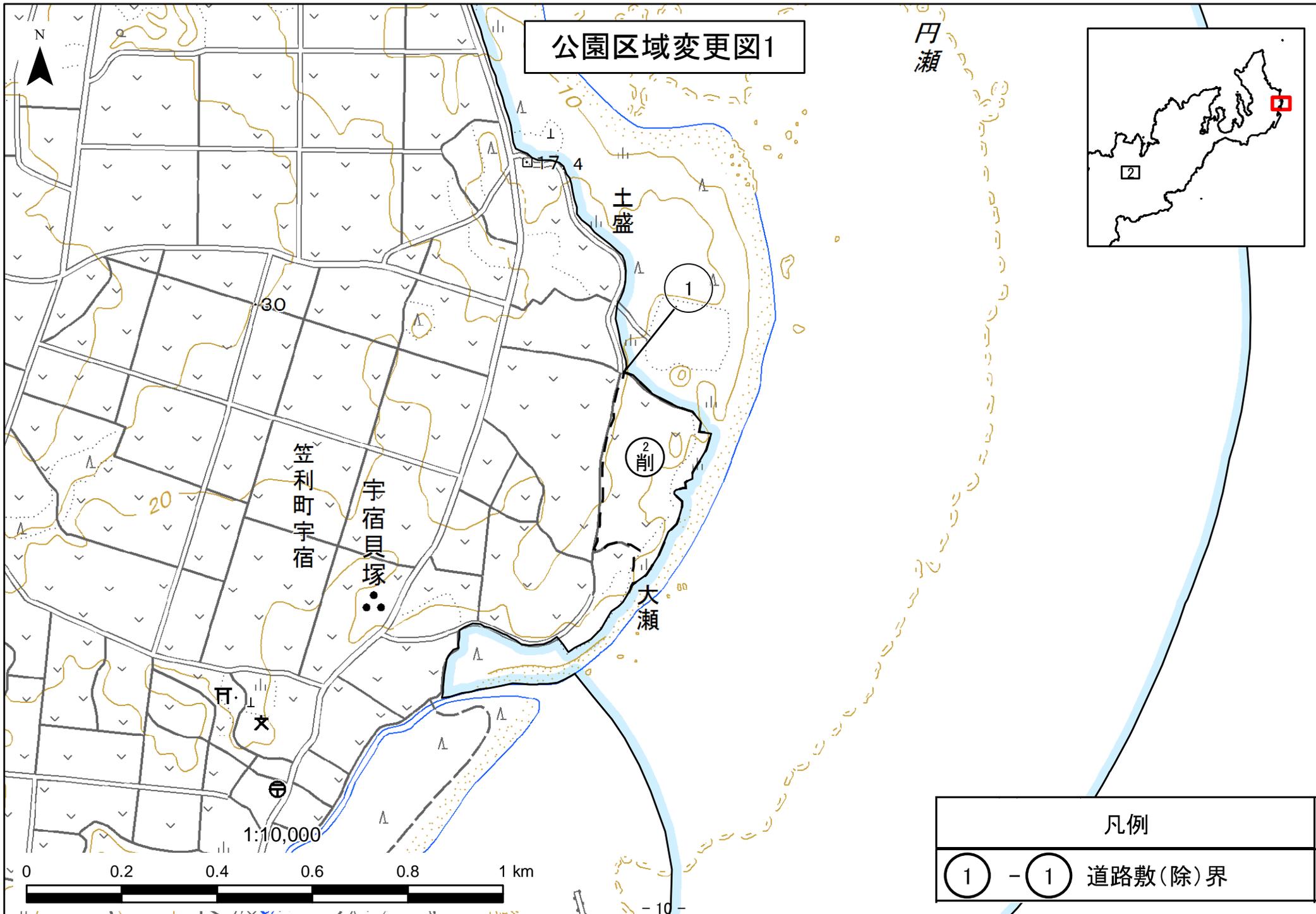
(表3：公園区域(陸域)変更表)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)								
1	拡張	鹿児島県奄美市名瀬 大字金久町の一部	スダジイをはじめとした亜熱帯照葉樹の二次林を主とする林分で、アマミノクロウサギやオオトラツグミの生息地となっており、良好な風致を有する。また、隣接する第1種特別地域の保全のための緩衝地帯としての役割も果たしている。これらのことから、風致の保護を図るため、本国立公園に編入する。	21 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>国</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>不</td> <td>0</td> </tr> </table>	国	0	公	21	私	0	不	0
国	0											
公	21											
私	0											
不	0											
2	削除	鹿児島県奄美市笠利町 大字宇宿の一部	住宅地や別荘地として利用されている区域であり、風致及び土地利用の実態の観点から、区域線の明確化を図る必要があるため、当該区域を本国立公園から削除する。	6 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>国</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>不</td> <td>0</td> </tr> </table>	国	0	公	0	私	6	不	0
国	0											
公	0											
私	6											
不	0											

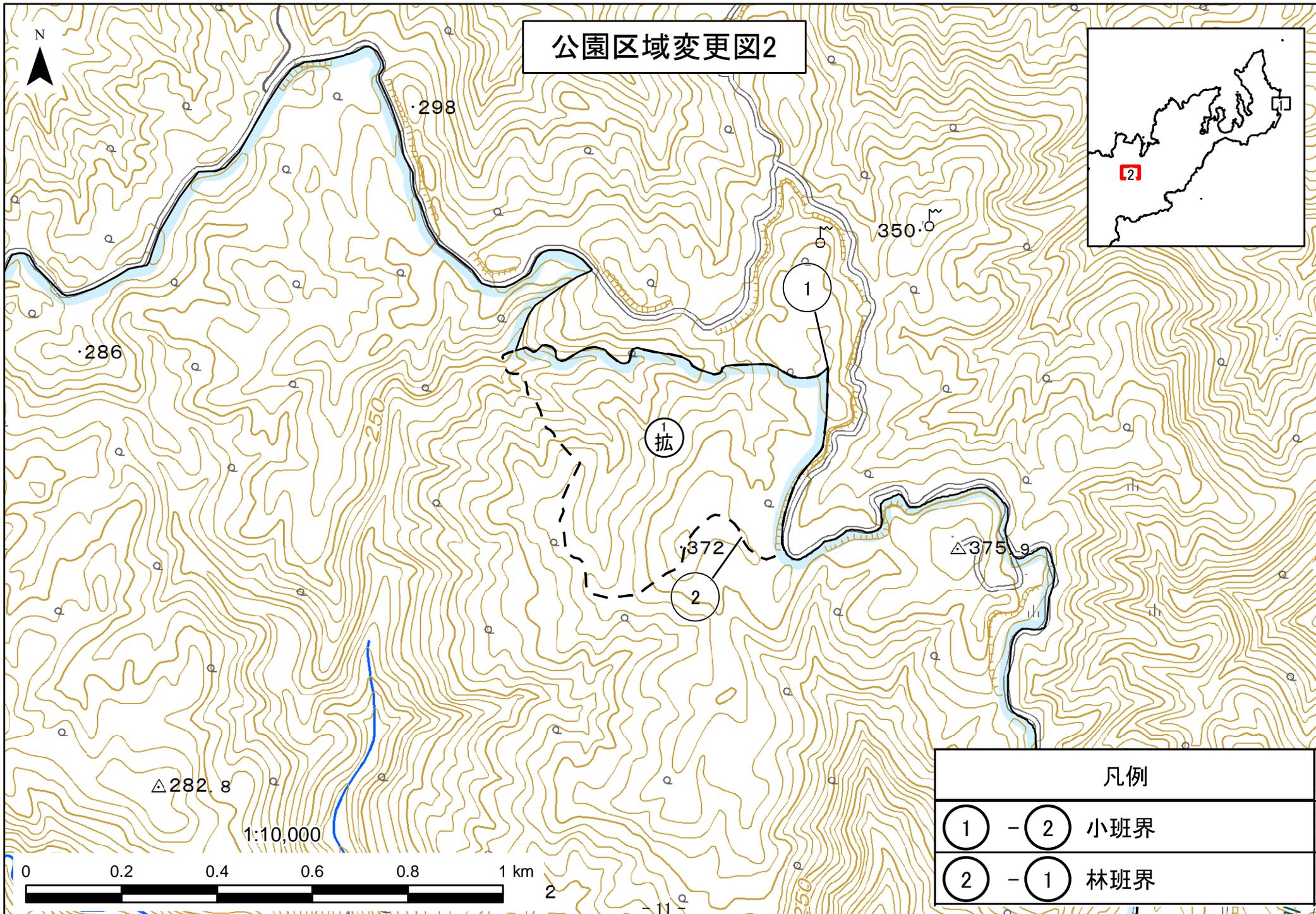
番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
			変更部分面積計	15 [国 0] 公 21 私 △6 不 0]
			変更前公園面積	42,181 [国 7,049] 公 9,685 私 21,422 不 4,025]
			変更後公園面積	42,196 [国 7,049] 公 9,706 私 21,416 不 4,025]

※土地所有者の変更は未反映

土地所有者の変更を反映した面積は「表8：地域地区別土地所有面積総括表」に記載



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分1地勢図、5万分1地形図、2万5千分1地形図、電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 令元情複、第261号)



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分1地勢図、5万分1地形図、2万5千分1地形図、電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 令元情複、第261号)

第2 公園計画の変更

1 変更理由

「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」世界自然遺産登録を目指す中で、既に特別保護地区又は第1種特別地域に指定されている、スダジイやオキナワウラジロガシを中心とした良好な亜熱帯照葉樹林である核心地域の周辺において、固有かつ希少な野生動植物の生息・生育が確認されており、従前からの林業施業地や耕作跡地等ではあるものの現在良好な照葉樹林となっている区域については、生態系や生物多様性の保全及び核心地域との一体的な風致の維持のため、規制計画の変更（拡張区域を含む）を行う必要性が新たに認識された。なお、第1種特別地域への変更を必要とする区域については、重要な固有かつ希少な野生動植物の生息・生育地として、周辺の核心地との連続性のある広がりをもより強固に確保し一体的な管理を進めていくことが重要である。また、第2種特別地域への変更を必要とする区域については、隣接する核心地域の保全のための緩衝地帯として位置づけられる。

さらに利用の面では、徳之島の丹発山周辺の林道において希少野生動植物の保護と林道利用の調整を図るべく、土地所有者・地方自治体・ガイド事業者により歩道利用に関する協定が結ばれており、本地域の主要な利用歩道になる2路線を、ガイド同伴による自然観察等を行うための道路（歩道）として追加する。さらに、奄美大島の金作原線道路（歩道）については、平成31年2月より金作利用ルールの利用が開始され、保護しながら歩道の維持管理や整備を行う必要が高まっていることから、事業路線を延長し、適正な利用を推進する。

以上の自然的条件及び社会的背景の変化を踏まえ、本国立公園のより適正な保護と利用の推進を図るため、本国立公園の公園計画の変更を行うものである。

2 規制計画の変更内容

(1) 保護規制計画

保護規制計画などの一部を次のとおり変更する。

ア 特別地域

特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表4：特別地域変更表)

都道府 県名	変更後		変更前	
	区域	面積 (ha)	区域	面積 (ha)
鹿児島 県	奄美市内 国有林鹿児島森林管理署 202 林班から 204 林班まで及び 206 林班から 217 林班までの全部並び に 205 林班の一部	12,884 国 2,147 公 4,330 私 5,635 不 772	奄美市内 国有林鹿児島森林管理署 202 林班から 204 林班まで及び 206 林班から 217 林班までの全部並び に 205 林班の一部	12,869 国 2,147 公 4,309 私 5,641 不 772
	奄美市笠利町 大字宇宿、大字笠利、大字喜瀬、大 字佐仁、大字須野、大字外金久、大 字手花部、大字屋仁及び大字用の各 一部 奄美市住用町 大字石原、大字市、大字神屋、大字 川内、大字城、大字摺勝、大字西仲 間、大字東仲間、大字見里、大字役 勝、大字山間及び大字和瀬の各一部 奄美市名瀬 大字朝戸、大字芦花部、大字伊津部 町、大字金久町、大字小宿、大字小 湊、大字大熊、大字知名瀬、大字西 仲勝及び大字根瀬部の各一部		奄美市笠利町 大字宇宿、大字笠利、大字喜瀬、大 字佐仁、大字須野、大字外金久、大 字手花部、大字屋仁及び大字用の各 一部 奄美市住用町 大字石原、大字市、大字神屋、大字 川内、大字城、大字摺勝、大字西仲 間、大字東仲間、大字見里、大字役 勝、大字山間及び大字和瀬の各一部 奄美市名瀬 大字朝戸、大字芦花部、大字伊津部 町、大字金久町、大字小宿、大字小 湊、大字大熊、大字知名瀬、大字西 仲勝及び大字根瀬部の各一部	

都道府 県名	変更後		変更前	
	区域	面積 (ha)	区域	面積 (ha)
	大島郡大和村内 国有林鹿兒島森林管理署 230 林班の全部 大島郡大和村 大字今里、大字大金久、大字大棚、 大字思勝、大字国直、大字志戸勘、 大字津名久、大字戸円、大字名音、 大字大和浜及び大字湯湾釜の各一部	5,128 国 22 公 1,222 私 3,582 不 302	大島郡大和村内 国有林鹿兒島森林管理署 230 林班の全部 大島郡大和村 大字今里、大字大金久、大字大棚、 大字思勝、大字国直、大字志戸勘、 大字津名久、大字戸円、大字名音、 大字大和浜及び大字湯湾釜の各一部	5,128 国 22 公 1,222 私 3,582 不 302
	大島郡宇検村内 国有林鹿兒島森林管理署 226 林班、227 林班及び 230 林班の 全部並びに 228 林班及び 229 林班 の各一部 大島郡宇検村 大字芦検、大字田検及び大字湯湾の 各一部	4,158 国 678 公 1,748 私 1,598 不 134	大島郡宇検村内 国有林鹿兒島森林管理署 226 林班、227 林班及び 230 林班の 全部並びに 228 林班及び 229 林班 の各一部 大島郡宇検村 大字芦検、大字田検及び大字湯湾の 各一部	4,158 国 678 公 1,748 私 1,598 不 134

都道府 県名	変更後		変更前	
	区域	面積 (ha)	区域	面積 (ha)
	大島郡瀬戸内町内 国有林鹿兒島森林管理署 218 林班から 224 林班までの全部 大島郡瀬戸内町 大字阿木名、大字阿鉄、大字網野 子、大字阿室釜、大字池地、大字生 間、大字押角、大字勝浦、大字勝 能、大字嘉鉄、大字嘉徳、大字久 慈、大字管鈍、大字久根津、大字花 天、大字花富、大字古志、大字小名 瀬、大字古仁屋、大字薩川、大字実 久、大字篠川、大字芝、大字諸数、 大字諸鈍、大字清水、大字瀬相、大 字節子、大字蘇刈、大字武名、大字 手安、大字渡連、大字西阿室、大字 西古見、大字俵、大字三浦、大字油 井及び大字与路の各一部	9,086 国 931 公 730 私 6,740 不 685	大島郡瀬戸内町内 国有林鹿兒島森林管理署 218 林班から 224 林班までの全部 大島郡瀬戸内町 大字阿木名、大字阿鉄、大字網野 子、大字阿室釜、大字池地、大字生 間、大字押角、大字勝浦、大字勝 能、大字嘉鉄、大字嘉徳、大字久 慈、大字管鈍、大字久根津、大字花 天、大字花富、大字古志、大字小名 瀬、大字古仁屋、大字薩川、大字実 久、大字篠川、大字芝、大字諸数、 大字諸鈍、大字清水、大字瀬相、大 字節子、大字蘇刈、大字武名、大字 手安、大字渡連、大字西阿室、大字 西古見、大字俵、大字三浦、大字油 井及び大字与路の各一部	9,086 国 931 公 730 私 6,740 不 685

都道府 県名	変更後		変更前	
	区域	面積 (ha)	区域	面積 (ha)
	大島郡龍郷町 大字秋名、大字芦徳、大字安木屋場、 大字幾里、大字浦、大字円、大字大勝、 大字嘉渡、大字久場、大字瀬留及び大 字龍郷の各一部	2,461 国 0 公 1,043 私 1,296 不 122	大島郡龍郷町 大字秋名、大字芦徳、大字安木屋場、 大字幾里、大字浦、大字円、大字大勝、 大字嘉渡、大字久場、大字瀬留及び大 字龍郷の各一部	2,461 国 0 公 1,043 私 1,296 不 122
	奄美大島小計	33,717 国 3,778 公 9,073 私 18,851 不 2,015	奄美大島小計	33,702 国 3,778 公 9,052 私 18,857 不 2,015

都道府 県名	変更後		変更前	
	区域	面積 (ha)	区域	面積 (ha)
			変更部分面積合計	15 [国 0] 公 21 私 △6 不 0]
			変更前特別地域面積	40,611 [国 6,952] 公 9,550 私 21,033 不 3,076]
			変更後特別地域面積	40,626 [国 6,952] 公 9,571 私 21,027 不 3,076]

(ア) 第1種特別地域

第1種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表5：第1種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1	拡張	第2種特別地域からの振替	川内川流域	鹿児島県奄美市内 国有林鹿児島森林管理署 207林班の一部	スダジイをはじめとした照葉樹の二次林に、スギ林が混じる林分で、アマミノクロウサギ、ケナガネズミ、アマミトゲネズミ、オオトラツグミ及びカエル類等の固有で希少な動植物が比較的多く確認されており、生物多様性の保全上重要性が高い。これら希少な動植物の生息・生育地の保全を図り、周囲に隣接する特別保護地区及び第1種特別地域と一体的に、優れた風致を厳正に保護するため、第1種特別地域に振り替える。	45 国 45 公 0 私 0 不 0
2	拡張	第2種特別地域からの振替	三太郎峠	鹿児島県奄美市住用町 大字神屋の一部	スダジイをはじめとした照葉樹二次林を主とし、アマミノクロウサギ、ケナガネズミ、アマミトゲネズミ、オオトラツグミ及びアマミシカワガエル等の固有で希少な動植物が比較的多く確認されており、生物多様性の保全上重要性が高い。これら希少な動植物の生息・生育地の保全を図り、周囲に隣接する特別保護地区及び第1種特別地域と一体的に、優れた風致を厳正に保護するため、第1種特別地域に振り替える。	175 国 0 公 158 私 17 不 0

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
3	拡張	第 2 種 特別地域からの振替	肥後山	鹿児島県奄美市住用町 大字役勝の一部	スダジイをはじめとした照葉樹二次林であり、一部に 60 年生以上の高齢林を含む。アマミノクロウサギ、ケナガネズミ、アマミトゲネズミ、カエル類やオオトラツグミ等の固有で希少な動植物が比較的多く確認されていることから、生物多様性の保全上重要性が高い。これら希少な動植物の生息・生育地の保全を図り、周囲に隣接する特別保護地区及び第 1 種特別地域と一体的に、優れた風致を厳正に保護するため、第 1 種特別地域に振り替える。	148 国 0 公 148 私 0 不 0
4	拡張	第 2 種 特別地域からの振替	役勝川上流部及び油井岳東部	鹿児島県大島郡瀬戸内町 大字勝浦の一部	スダジイをはじめとした亜熱帯照葉樹の二次林を主とする若齢林であるが、アマミノクロウサギやケナガネズミ、オオトラツグミ、カエル類など固有で希少な動植物が比較的多く確認されており生物多様性の保全上重要性が高い。これら希少な動植物の生息・生育地の保全を図り、周囲を囲む特別保護地区及び第 1 種特別地域と一体的に、優れた風致を厳正に保護するため、第 1 種特別地域に振り替える。	13 国 0 公 13 私 0 不 0

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
5	拡張	第 2 種 特 別 地 域 か ら の 振替	井之川 岳・丹 登山麓	鹿児島県大島郡徳之島町 内 国有林鹿児島森林管理 署 242 林班の一部 鹿児島県大島郡天城町内 国有林鹿児島森林管理 署 244 林班の一部	かつて、リュウキュウマツの人工林が点在していたが、マツ枯れによりスダジイを主とした亜熱帯照葉樹林に遷移しており、一部に比較的高齢なオキナワウラジロガシの群落も広がる。近年、アマミノクロウサギやトクノシマトゲネズミの出現頻度が上昇し、また希少植物も豊富に見られることから、生物多様性の保全上の重要性は高い。これら希少な動植物の生息・生育地の保全を図り、隣接する第 1 種特別地域と一体的に、優れた風致を厳正に保護するため、第 1 種特別地域に振り替える。	109 国 109 公 0 私 0 不 0

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
					変更部分面積計	490 [国 154] 公 319 私 17 [不 0]
					変更前第1種特別地域面積	9,125 [国 3,371] 公 2,607 私 2,688 [不 459]
					変更後第1種特別地域面積	9,615 [国 3,525] 公 2,926 私 2,705 [不 459]

※規制計画の変更のみを反映

(イ) 第2種特別地域

第2種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表6：第2種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
6	拡張	特別地域の拡張	大川及び金久田川	鹿児島県奄美市名瀬大字金久町の一部	スダジイをはじめとした亜熱帯照葉樹の二次林を主とする林分で、アマミノクロウサギやオオトラツグミの生息地となっており、良好な風致を有する。また、隣接する第1種特別地域の緩衝地帯としての役割も果たしている。これらのことから、風致の保護と適正な利用を図るため、第2種特別地域とする。	21 国 0 公 21 私 0 不 0
7	拡張	第3種特別地域からの振替	大川及び金久田川	鹿児島県奄美市名瀬大字朝戸の一部	スダジイをはじめとした亜熱帯照葉樹の二次林を主とする林分で、アマミノクロウサギやオオトラツグミの生息地となっている。これらのことから、隣接する大川及び金久田川の第2種特別地域との一体的な風致を維持するとともに適正な利用を図るため、第2種特別地域に振り替える。	26 国 0 公 26 私 0 不 0

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
8	拡張	第 3 種 特 別 地 域 か ら の 振替	徳之島中 部山地及 び山麓部	鹿児島県大島郡徳之島町 大字井之川の一部	35年生～100年生の亜熱帯照葉樹林が広がり、オキナワウラジロガシの大径木が点在するほか、一部耕作放棄地や果樹園が存在する。また、第2種特別地域に囲まれており、アマミノクロウサギをはじめとした固有種のほか、ナゴラン、フウラン等の希少な着生ランも多く見られる。農業と調整しながら、これら希少な動植物の生息・生育地を保全し、周囲を囲む第2種特別地域と一体的に風致の維持を図るため、第2種特別地域に振り替える。	41 国 38 公 0 私 3 不 0
1	削除	第 1 種 特 別 地 域 へ の 振 替	住用川及 び川内川	鹿児島県奄美市内 国有林鹿児島森林管理 署 207 林班の一部	スダジイをはじめとした亜熱帯照葉樹の二次林に、スギ林が混じる林分で、アマミノクロウサギ、ケナガネズミ、アマミトゲネズミ、オオトラツグミ及びカエル類等の固有で希少な動植物が比較的多く確認されており、生物多様性の保全上重要性が高い。これら希少な動植物の生息・生育地の保全を図り、周囲に隣接する特別保護地区及び第1種特別地域と一体的に、優れた風致を厳正に保護するため、第1種特別地域に振り替える。	45 国 45 公 0 私 0 不 0

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
2	削除	第 1 種 特別地域への振替	住用川及び川内川	鹿児島県奄美市住用町大字神屋の一部	スダジイをはじめとした照葉樹二次林を主とし、アマミノクロウサギ、ケナガネズミ、アマミトゲネズミ、オオトラツグミ及びアマミシカワガエル等の固有で希少な動植物が比較的多く確認されており、生物多様性の保全上重要性が高い。これら希少な動植物の生息・生育地の保全を図り、周囲に隣接する特別保護地区及び第 1 種特別地域と一体的に、優れた風致を厳正に保護するため、第 1 種特別地域に振り替える。	175 国 0 公 158 私 17 不 0
3	削除	第 1 種 特別地域への振替	鳥ヶ峰及び金川岳一帯	鹿児島県奄美市住用町大字役勝の一部	スダジイをはじめとした比較的高齢林を含む照葉樹二次林を主とし、アマミノクロウサギ、ケナガネズミ、アマミトゲネズミ、カエル類やオオトラツグミ等の固有で希少な動植物が比較的多く確認されていることから、生物多様性の保全上重要性が高い。これら希少な動植物の生息・生育地の保全を図り、周囲に隣接する特別保護地区及び第 1 種特別地域と一体的に、優れた風致を厳正に保護するため、第 1 種特別地域に振り替える。	148 国 0 公 148 私 0 不 0

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
4	削除	第 1 種特別地域への振替	役勝川上流部及び油井岳一帯	鹿児島県大島郡瀬戸内町大字勝浦の一部	スダジイをはじめとした亜熱帯照葉樹の二次林を主とする若齢林であるが、アマミノクロウサギやケナガネズミ、オオトラツグミ、カエル類など固有で希少な動植物が比較的多く確認されており生物多様性の保全上重要性が高い。これら希少な動植物の生息・生育地の保全を図り、周囲を囲む特別保護地区及び第 1 種特別地域と一体的に、優れた風致を厳正に保護するため、第 1 種特別地域に振り替える。	13 国 0 公 13 私 0 不 0
5	削除	第 1 種特別地域への振替	徳之島中部山地及び山麓部	鹿児島県大島郡徳之島町内 国有林鹿児島森林管理署 242 林班の一部、 鹿児島県大島郡天城町内 国有林鹿児島森林管理署 244 林班の一部	かつてリュウキュウマツの人工林が点在していたが、松枯れによりスダジイを主とした亜熱帯照葉樹林に遷移しており、一部にオキナワウラジログシの群落も広がる亜熱帯照葉樹林になっている。近年、アマミノクロウサギやトクノシマトゲネズミの出現頻度が上昇し、また希少植物も豊富に見られることから、生物多様性の保全上の重要性は高い。これら希少な動植物の生息・生育地の保全を図り、隣接する第 1 種特別地域と一体的に、優れた風致を厳正に保護するため、第 1 種特別地域に振り替える。	109 国 109 公 0 私 0 不 0

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)										
9	削除	特別地域の削除	笠利半島東海岸	鹿児島県奄美市笠利町大字宇宿の一部	住宅地や別荘地として利用されている区域であり、風致及び土地利用の実態を鑑みると、当該区域は自然公園としての資質がなく、第2種特別地域から削除する。	<table border="1"> <tr><td colspan="2">6</td></tr> <tr><td>国</td><td>0</td></tr> <tr><td>公</td><td>0</td></tr> <tr><td>私</td><td>6</td></tr> <tr><td>不</td><td>0</td></tr> </table>	6		国	0	公	0	私	6	不	0
6																
国	0															
公	0															
私	6															
不	0															
変更部分面積計						<table border="1"> <tr><td colspan="2">408</td></tr> <tr><td>国</td><td>116</td></tr> <tr><td>公</td><td>272</td></tr> <tr><td>私</td><td>20</td></tr> <tr><td>不</td><td>0</td></tr> </table>	408		国	116	公	272	私	20	不	0
408																
国	116															
公	272															
私	20															
不	0															
変更前第2種特別地域面積						<table border="1"> <tr><td colspan="2">25,004</td></tr> <tr><td>国</td><td>1,740</td></tr> <tr><td>公</td><td>6,483</td></tr> <tr><td>私</td><td>14,859</td></tr> <tr><td>不</td><td>1,922</td></tr> </table>	25,004		国	1,740	公	6,483	私	14,859	不	1,922
25,004																
国	1,740															
公	6,483															
私	14,859															
不	1,922															
変更後第2種特別地域面積						<table border="1"> <tr><td colspan="2">24,596</td></tr> <tr><td>国</td><td>1,624</td></tr> <tr><td>公</td><td>6,211</td></tr> <tr><td>私</td><td>14,839</td></tr> <tr><td>不</td><td>1,922</td></tr> </table>	24,596		国	1,624	公	6,211	私	14,839	不	1,922
24,596																
国	1,624															
公	6,211															
私	14,839															
不	1,922															

(ウ) 第3種特別地域

第3種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表7：第3種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)										
7	削除	第2種特別地域への振替	松長山東部	鹿児島県奄美市名瀬大字朝戸の一部	スダジイをはじめとした亜熱帯照葉樹の二次林を主とする林分で、アマミノクロウサギやオオトラツグミの生息地となっている。これらのことから、隣接する大川及び金久田川の第2種特別地域との一体的な風致を維持するとともに適正な利用を図るため、第2種特別地域に振り替える。	<table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>不</td> <td>0</td> </tr> </table>	国	26	公	0	私	26	不	0		
国	26															
公	0															
私	26															
不	0															
8	削除	第2種特別地域への振替	井之川岳山麓	鹿児島県大島郡徳之島町大字井之川の一部	35年生～100年生の亜熱帯照葉樹林が広がり、オキナワウラジロガシの大径木が点在するほか、一部耕作放棄地や果樹園が存在する。また、第2種特別地域に囲まれており、アマミノクロウサギをはじめとした固有種のほか、ナゴラン、フウラン等の希少な着生ランも多く見られる。農業と調整しながら、これら希少な動植物の生息・生育地を保全し、周囲を囲む第2種特別地域と一体的に風致の維持を図るため、第2種特別地域に振り替える。	<table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>不</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0</td> </tr> </table>	国	41	公	38	私	0	不	3		0
国	41															
公	38															
私	0															
不	3															
	0															

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
					変更部分面積計	△67 [国 △38] 公 △26 私 △3 不 0
					変更前第3種特別地域面積	1,234 [国 38] 公 219 私 371 不 606
					変更後第3種特別地域面積	1,167 [国 0] 公 193 私 368 不 606

イ 面積内訳

(ア) 地域地区別土地所有面積

(表8：地域地区別土地所有面積総括表)

(群島全体)

(単位：面積ha、比率%)

地域区分		特別地域																普通地域 (陸域)				合計 (陸域)				普通地域 (海域)	海域公園 地区	合計 (海域)
地種区分		特別保護地区				第1種				第2種				第3種														
土地所有別		国	公	私	不	国	公	私	不	国	公	私	不	国	公	私	不	国	公	私	不	国	公	私	不			
鹿児島県	土地所有別面積	2,572	1,401	1,186	89	3,729	3,089	2,338	459	1,624	6,211	14,839	1,922	0	193	368	606	97	135	389	949	8,022	11,029	19,120	4,025			
	地種区分別面積 (比率)					9,615 (22.8)				24,596 (58.3)				1,167 (2.8)														
	地域地区別面積 (比率)					5,248 (12.4)								35,378 (83.8)														
	地域別面積 (比率)													40,626 (96.3)				1,570 (3.7)				42,196 (100.0)				31,958	9ヶ所 1,124	33,082

※「表3：公園区域（陸域）変更表」の変更後公園面積に土地所有者の変更を反映
 ※単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。
 ※単位未満を四捨五入しているため、前出の表と一致しない場合がある。

(奄美大島)

地域区分		特別地域																普通地域 (陸域)				合計 (陸域)				普通地域 (海域)	海域公園 地区	合計 (海域)
地種区分		特別保護地区				第1種				第2種				第3種														
土地所有別		国	公	私	不	国	公	私	不	国	公	私	不	国	公	私	不	国	公	私	不	国	公	私	不			
鹿児島県	土地所有別面積	1,199	1,401	1,124	82	2,780	3,044	2,127	165	772	5,782	13,168	1,661	0	169	136	107	0	3	258	367	4,751	10,399	16,813	2,382			
	地種区分別面積 (比率)					8,116 (23.6)				21,383 (62.3)				412 (1.2)														
	地域地区別面積 (比率)					3,806 (11.1)								29,911 (87.1)														
	地域別面積 (比率)													33,717 (98.2)				628 (1.8)				34,345 (100.0)				23,414	5ヶ所 213	23,627

※変更後公園面積に土地所有者の変更を反映
 ※単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。
 ※単位未満を四捨五入しているため、前出の表と一致しない場合がある。

(喜界島)

地域区分		特別地域																普通地域 (陸域)				合計 (陸域)				普通地域 (海域)	海域公園 地区	合計 (海域)				
地種区分		特別保護地区				第1種				第2種				第3種																		
土地所有別		国	公	私	不	国	公	私	不	国	公	私	不	国	公	私	不	国	公	私	不	国	公	私	不	国	公	私	不			
鹿児島県	土地所有別面積	0	0	0	0	0	1	151	108	0	0	0	0	0	0	52	40	0	126	77	419	0	127	280	567							
	地種区分別面積 (比率)					260 (26.7)				0 (0.0)				92 (9.4)																		
	地域地区別面積 (比率)	0 (0.0)												352 (36.1)																		
	地域別面積 (比率)													352 (36.1)				622 (63.9)				974 (100.0)				1,164	0ヶ所 0.0	1,164				

※単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

※単位未満を四捨五入しているため、前出の表と一致しない場合がある。

(徳之島)

地域区分		特別地域																普通地域 (陸域)				合計 (陸域)				普通地域 (海域)	海域公園 地区	合計 (海域)				
地種区分		特別保護地区				第1種				第2種				第3種																		
土地所有別		国	公	私	不	国	公	私	不	国	公	私	不	国	公	私	不	国	公	私	不	国	公	私	不	国	公	私	不			
鹿児島県	土地所有別面積	1,373	0	62	7	949	35	58	92	852	254	1,664	211	0	5	60	182	97	6	54	161	3,271	300	1,898	653							
	地種区分別面積 (比率)					1,134 (18.5)				2,981 (48.7)				247 (4.0)																		
	地域地区別面積 (比率)	1,442 (23.6)												4,362 (71.3)																		
	地域別面積 (比率)													5,804 (94.8)				318 (5.2)				6,122 (100.0)				3,423	0ヶ所 0.0	3,423				

※単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

※単位未満を四捨五入しているため、前出の表と一致しない場合がある。

(沖永良部島)

地域区分		特別地域																普通地域 (陸域)				合計 (陸域)				普通地域 (海域)	海域公園 地区	合計 (海域)				
地種区分		特別保護地区				第1種				第2種				第3種																		
土地所有別		国	公	私	不	国	公	私	不	国	公	私	不	国	公	私	不	国	公	私	不	国	公	私	不	国	公	私	不			
鹿児島県	土地所有別面積	0	0	0	0	0	9	1	65	0	175	7	50	0	0	109	216	0	0	0	1	0	184	117	332							
	地種区分別面積 (比率)					75 (11.8)				232 (36.7)				325 (51.3)																		
	地域地区別面積 (比率)	0 (0.0)												632 (99.8)																		
	地域別面積 (比率)													632 (99.8)				1 (0.2)				633 (100.0)				2,142	0ヶ所 0.0	2,142				

※単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

※単位未満を四捨五入しているため、前出の表と一致しない場合がある。

(与論島)

地域区分		特別地域												普通地域 (陸域)				合計 (陸域)				普通地域 (海域)	海域公園 地区	合計 (海域)				
地種区分		特別保護地区				第1種				第2種				第3種														
土地所有別		国	公	私	不	国	公	私	不	国	公	私	不	国	公	私	不	国	公	私	不	国	公	私	不			
鹿児島県	土地所有別面積	0	0	0	0	0	0	1	29	0	0	0	0	0	19	11	61	0	0	0	1	0	19	12	91			
	地種区分別面積 (比率)					30 (24.6)				0 (0.0)				91 (74.6)														
	地域地区別面積 (比率)	0 (0.0)												121 (99.2)														
	地域別面積 (比率)													121 (99.2)				1 (0.8)				122 (100.0)	1,815	4ヶ所 911.0	2,726			

※単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

※単位未満を四捨五入しているため、前出の表と一致しない場合がある。

(表9：地域地区別市町村別面積総括表 変更後)

(単位：ha)

市町村名	地域地区		特別地域					普通地域 (陸域)	合計 (陸域)	普通地域 (海域)	海域公園地区	合計 (海域)
			特保	第1種	第2種	第3種	小計					
鹿児島県	奄美市		2,453	3,562	6,514	355	12,884	341	13,225			
	大島郡	大和村	407	965	3,699	57	5,128	0	5,128			
		宇検村	153	1,940	2,065	0	4,158	0	4,158			
		瀬戸内町	793	1,610	6,683	0	9,086	169	9,255			
		龍郷町	0	39	2,422	0	2,461	118	2,579			
		喜界町	0	260	0	92	352	622	974			
		徳之島町	781	296	1,936	151	3,164	7	3,171			
		天城町	661	609	907	82	2,259	0	2,259			
		伊仙町	0	229	138	14	381	311	692			
		和泊町	0	52	0	0	52	0	52			
		知名町	0	23	232	325	580	1	581			
	与論町	0	30	0	91	121	1	122				
合計		5,248	9,615	24,596	1,167	40,626	1,570	42,196	31,958	1,124	33,082	

※単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

※単位未満を四捨五入しているため、前出の表と一致しない場合がある。

(表 10 : 地域地区別市町村別面積総括表 現行)

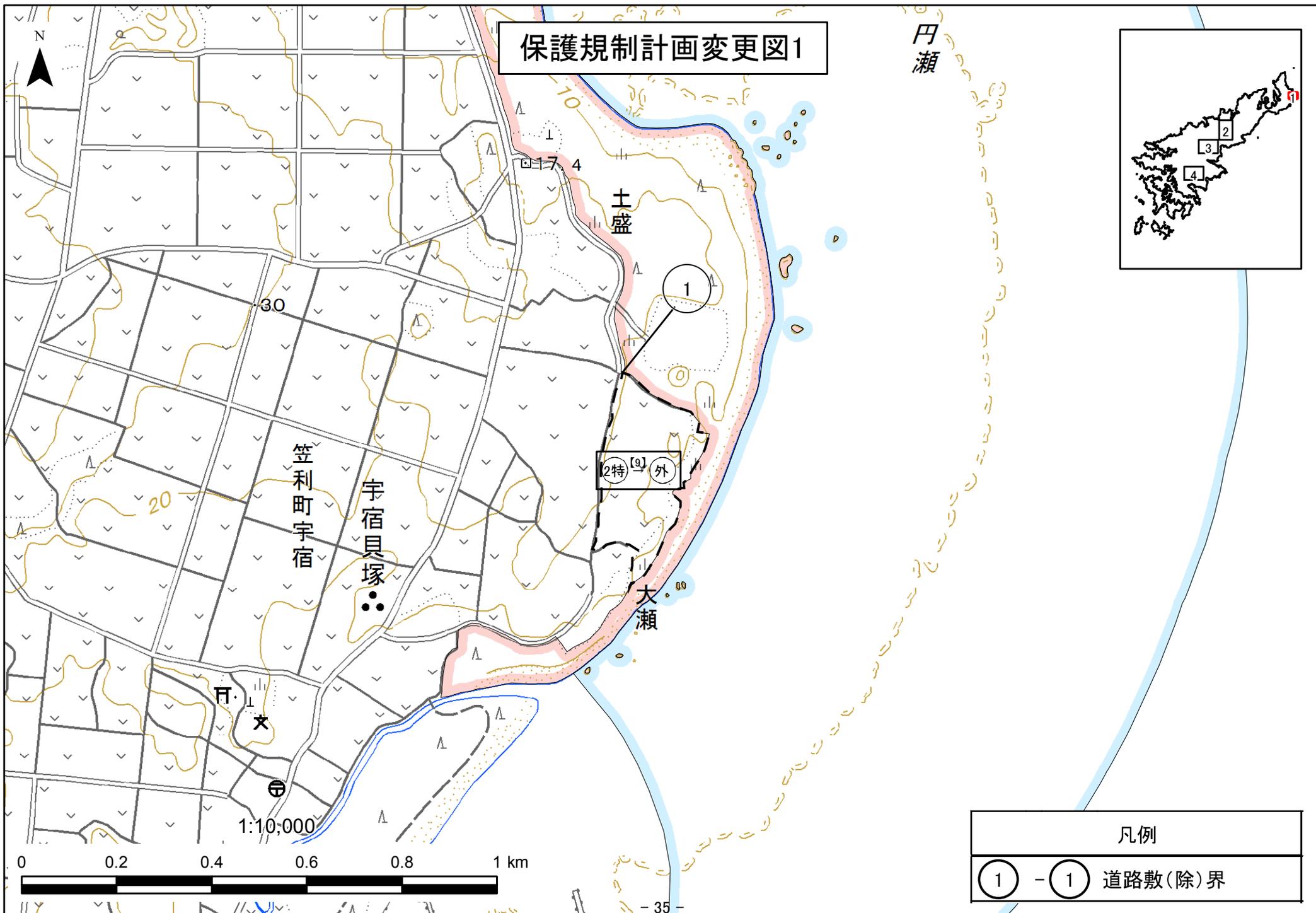
(単位 : ha)

市町村名	地域地区		特別地域					普通地域 (陸域)	合計 (陸域)	普通地域 (海域)	海域公園地区	合計 (海域)
			特保	第1種	第2種	第3種	小計					
鹿児島県	奄美市		2,453	3,194	6,841	381	12,869	341	13,210			
	大島郡	大和村	407	965	3,699	57	5,128	0	5,128			
		宇検村	153	1,940	2,065	0	4,158	0	4,158			
		瀬戸内町	793	1,597	6,696	0	9,086	169	9,255			
		龍郷町	0	39	2,422	0	2,461	118	2,579			
		喜界町	0	260	0	92	352	622	974			
		徳之島町	781	235	1,956	192	3,164	7	3,171			
		天城町	661	561	955	82	2,259	0	2,259			
		伊仙町	0	229	138	14	381	311	692			
		和泊町	0	52	0	0	52	0	52			
		知名町	0	23	232	325	580	1	581			
	与論町	0	30	0	91	121	1	122			9ヶ所	
合計		5,248	9,125	25,004	1,234	40,611	1,570	42,181	31,958	1,124	33,082	

※単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

※単位未満を四捨五入しているため、前出の表と一致しない場合がある。

保護規制計画変更図1



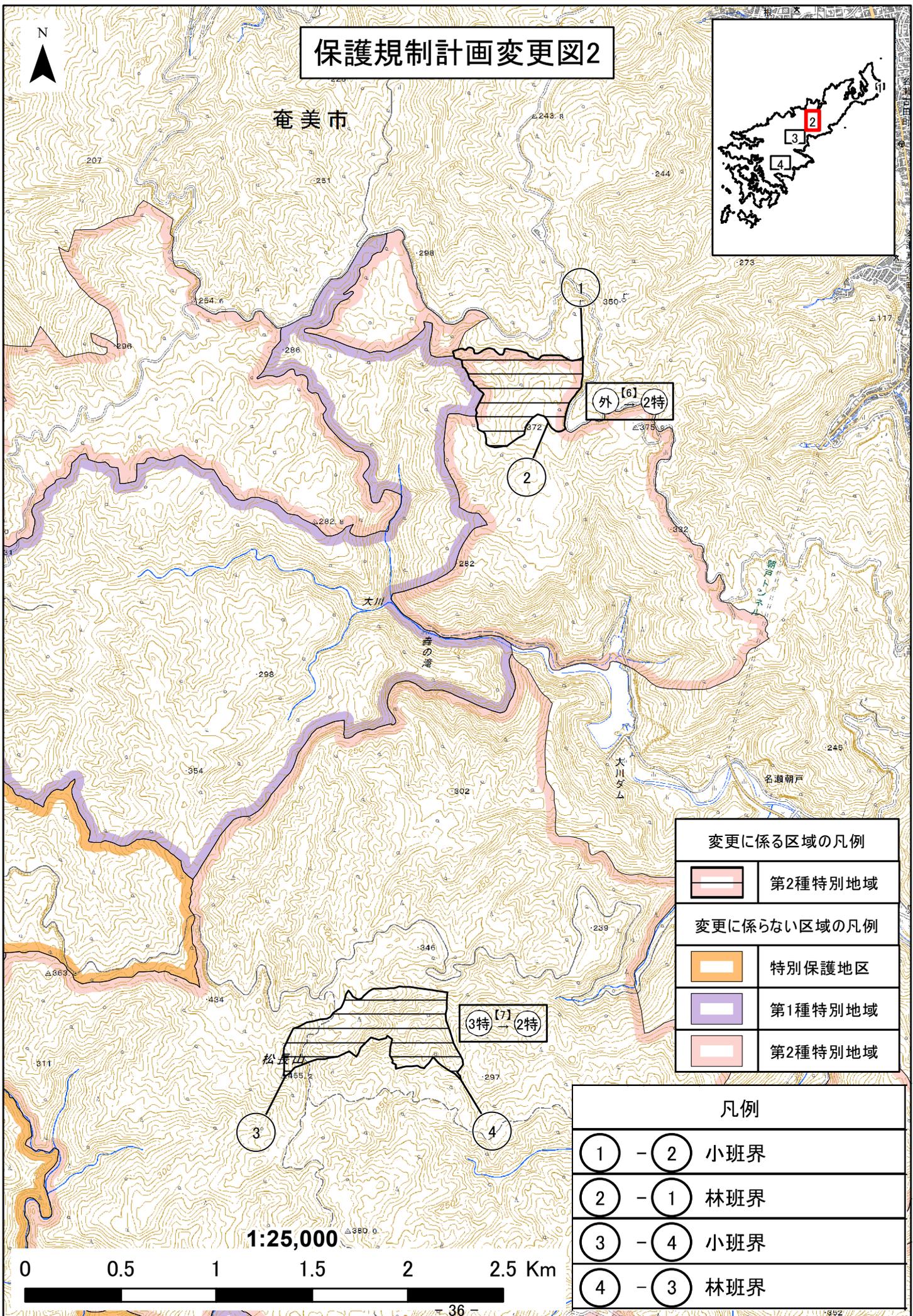
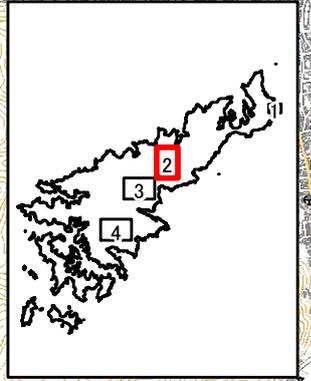
凡例	
① - ①	道路敷(除)界

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分1地勢図、5万分1地形図、2万5千分1地形図、電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 令元情複、第261号)

保護規制計画変更図2



奄美市



変更に係る区域の凡例	
	第2種特別地域
変更に係らない区域の凡例	
	特別保護地区
	第1種特別地域
	第2種特別地域

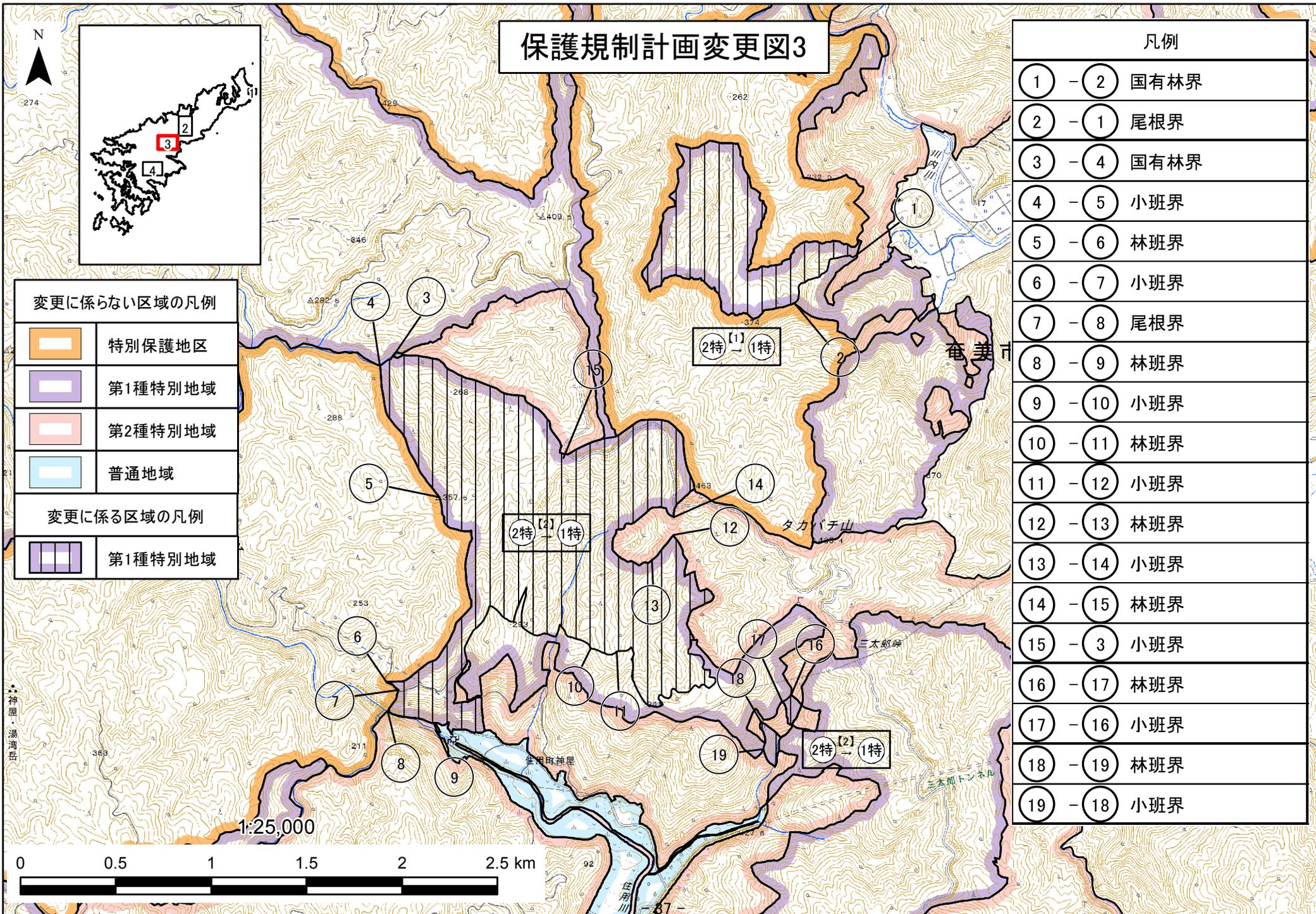
凡例	
① - ②	小班界
② - ①	林班界
③ - ④	小班界
④ - ③	林班界

1:25,000



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分1地勢図、5万分1地形図、2万5千分1地形図、電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 令元情複、第261号)

保護規制計画変更図3

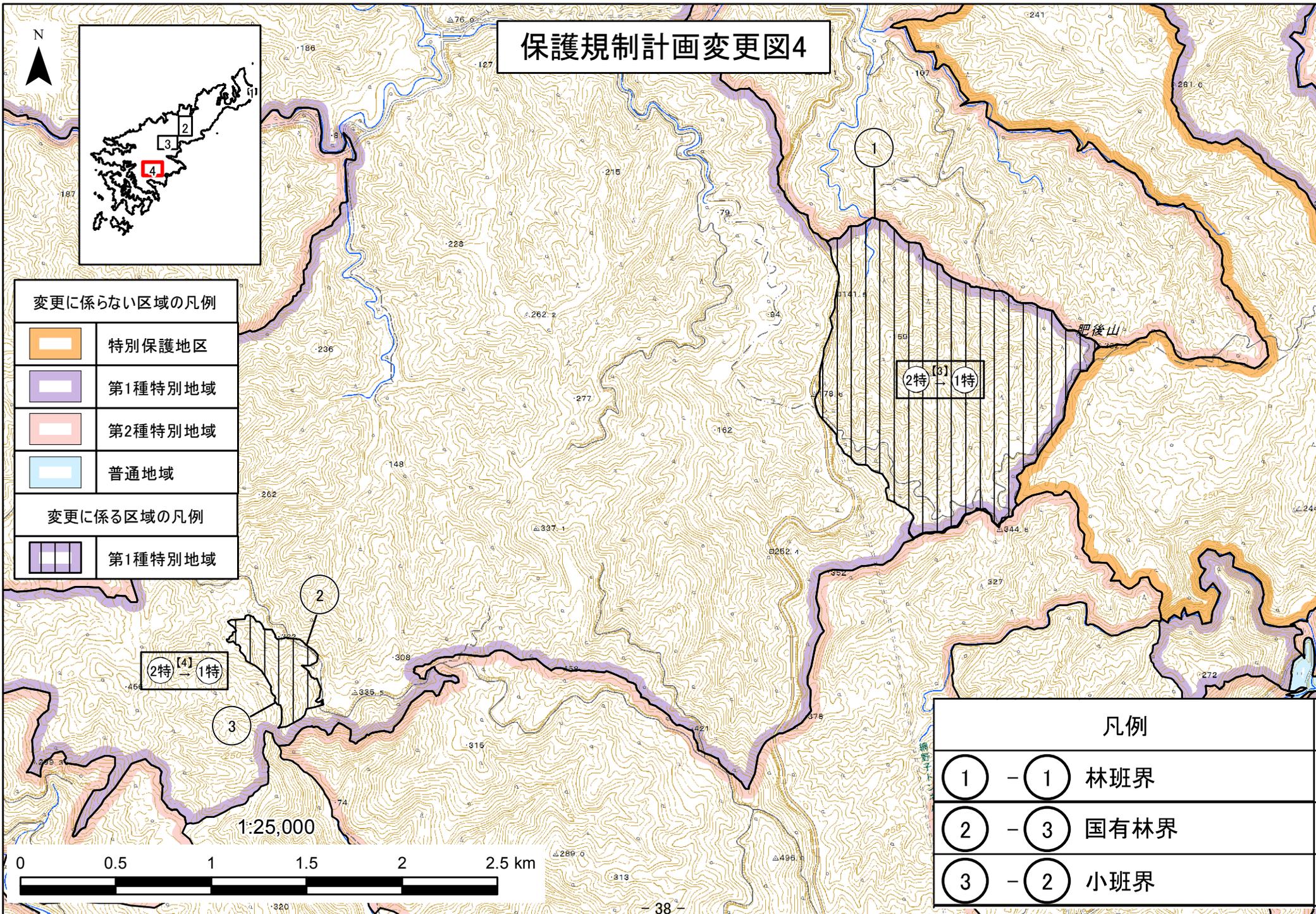


凡例	
① - ②	国有林界
② - ①	尾根界
③ - ④	国有林界
④ - ⑤	小班界
⑤ - ⑥	林班界
⑥ - ⑦	小班界
⑦ - ⑧	尾根界
⑧ - ⑨	林班界
⑨ - ⑩	小班界
⑩ - ⑪	林班界
⑪ - ⑫	小班界
⑫ - ⑬	林班界
⑬ - ⑭	小班界
⑭ - ⑮	林班界
⑮ - ③	小班界
⑯ - ⑰	林班界
⑰ - ⑱	小班界
⑱ - ⑱	小班界

変更に係らない区域の凡例	
	特別保護地区
	第1種特別地域
	第2種特別地域
	普通地域
変更に係る区域の凡例	
	第1種特別地域

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分1地勢図、5万分1地形図、2万5千分1地形図、電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 令元情複、第261号)

保護規制計画変更図4

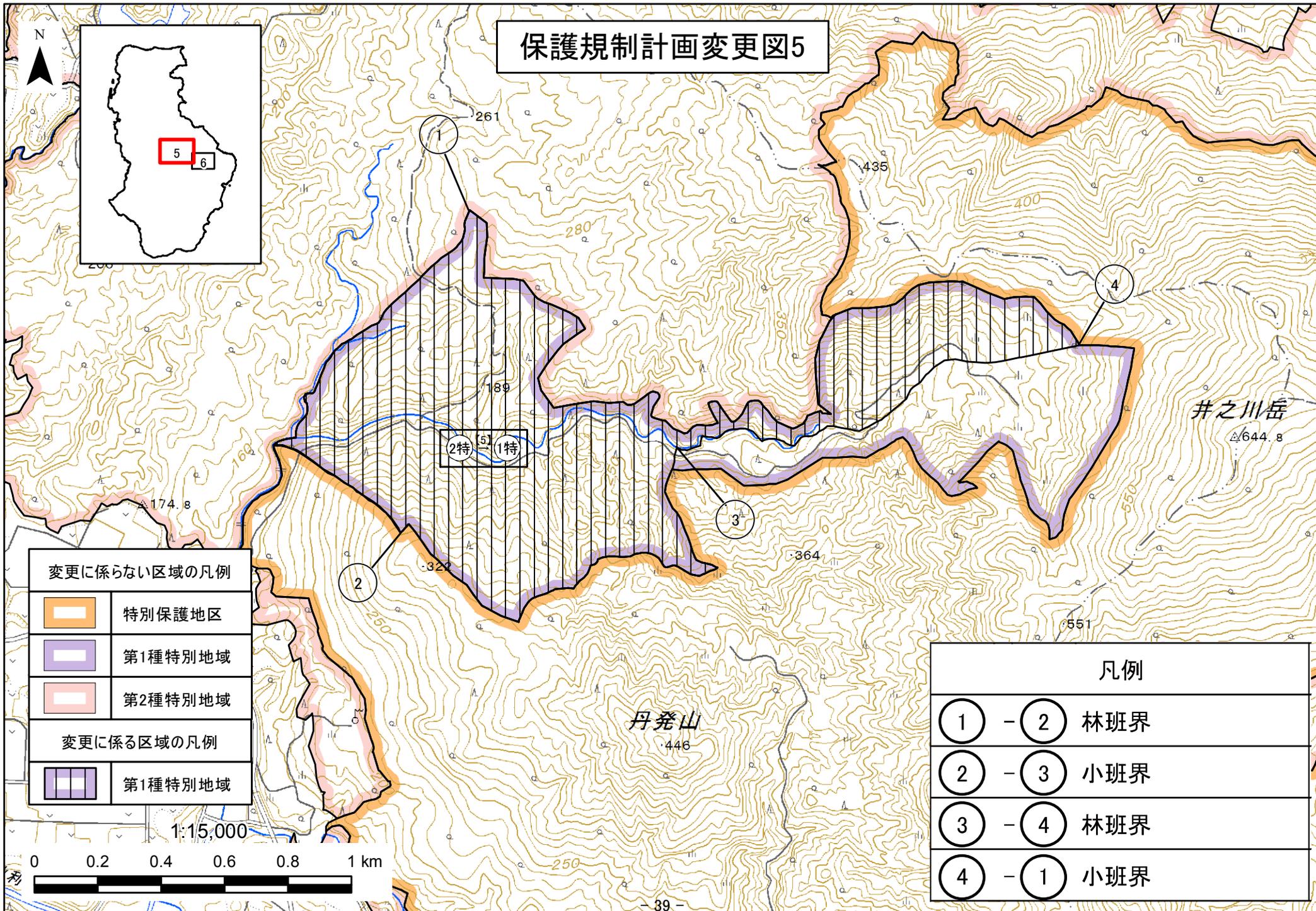


変更に係らない区域の凡例	
	特別保護地区
	第1種特別地域
	第2種特別地域
	普通地域
変更に係る区域の凡例	
	第1種特別地域

凡例	
	- 林班界
	- 国有林界
	- 小班界

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分1地勢図、5万分1地形図、2万5千分1地形図、電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 令元情複、第261号)

保護規制計画変更図5



変更に係らない区域の凡例

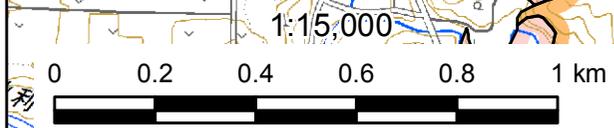
	特別保護地区
	第1種特別地域
	第2種特別地域

変更に係る区域の凡例

	第1種特別地域
--	---------

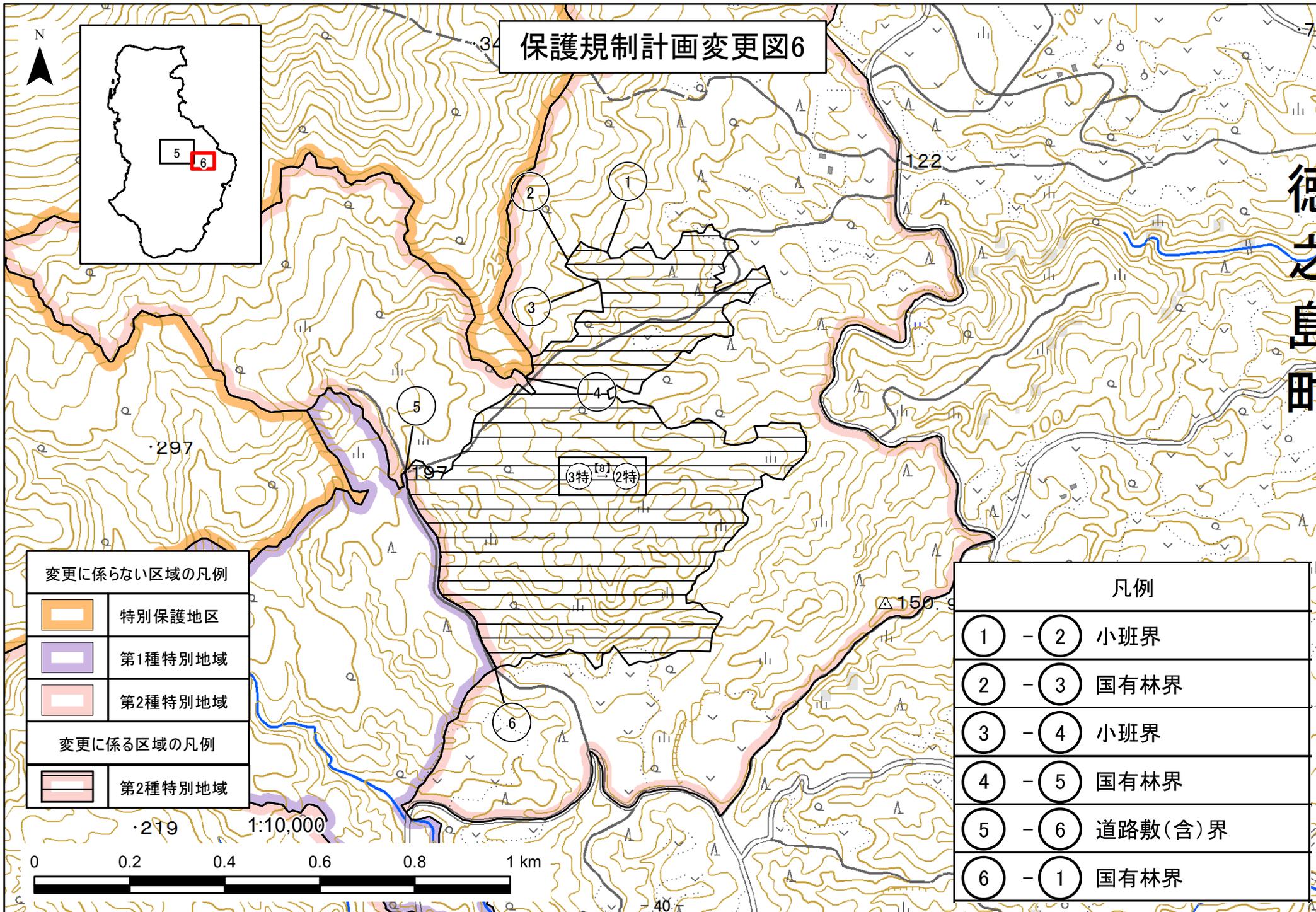
凡例

① - ②	林班界
② - ③	小班界
③ - ④	林班界
④ - ①	小班界



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分1地勢図、5万分1地形図、2万5千分1地形図、電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 令元情複、第261号)

保護規制計画変更図6



変更に係らない区域の凡例

- 特別保護地区
- 第1種特別地域
- 第2種特別地域

変更に係る区域の凡例

- 第2種特別地域

凡例

- ① - ② 小班界
- ② - ③ 国有林界
- ③ - ④ 小班界
- ④ - ⑤ 国有林界
- ⑤ - ⑥ 道路敷(含)界
- ⑥ - ① 国有林界

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分1地勢図、5万分1地形図、2万5千分1地形図、電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 令元情複、第261号)

3 事業計画の変更内容

(1) 施設計画

ア 利用施設計画

(ア) 道路

a 歩道

次の歩道を追加する。

(表 11: 道路(歩道)表)

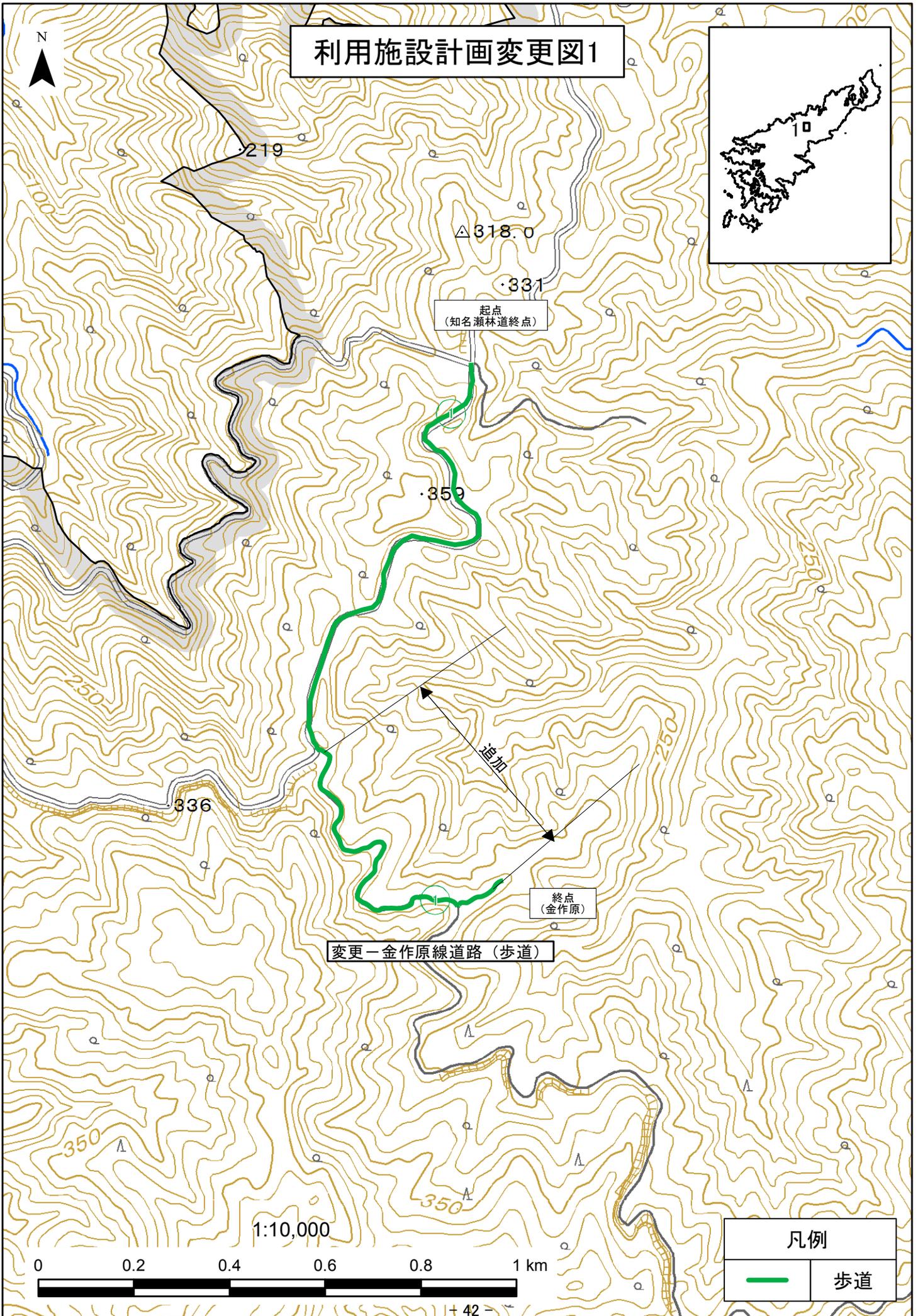
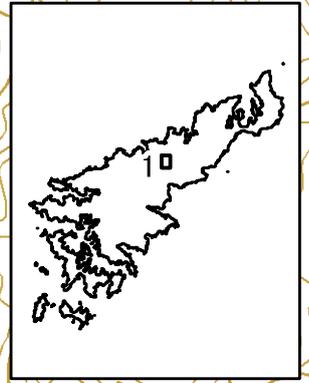
番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針	告示年月日
7	林道三京線	起点 - 鹿児島県大島郡天城町(三京国有林・国立公園境界) 終点 - 鹿児島県大島郡天城町(三京国有林)		ガイド同伴による自然観察等を行うための歩道として、動植物の生息・生育環境の保護等に留意して整備・維持管理を図る。【歩道分類: 探勝歩道】	新規
8	林道剥岳線	起点 - 鹿児島県大島郡天城町(剥岳東詰) 終点 - 鹿児島県大島郡天城町(剥岳西詰)		ガイド同伴による自然観察等を行うための歩道として、動植物の生息・生育環境の保護等に留意して整備・維持管理を図る。【歩道分類: 探勝歩道】	新規

次の歩道を次のとおり変更する。

(表 12: 道路(歩道)変更表)

現行					新規					理由
番号	路線名	区間	主要経由地	告示年月日	番号	路線名	区間	主要経由地	整備方針	
3	金作原線	起点 - 鹿児島県奄美市(知名瀬林道終点) 終点 - 鹿児島県奄美市(金作原)	金作原国有林	平成 29. 3. 7	3	金作原線	起点 - 鹿児島県奄美市(知名瀬林道終点) 終点 - 鹿児島県奄美市(金作原)	金作原国有林	奄美大島中南部の亜熱帯照葉樹林の核心部を通過するルートで、亜熱帯照葉樹林の景観を堪能できる歩道として、動植物の生息・生育環境に留意して整備・維持管理を図る。	主な興味地点であるオキナワウラジロガシの大径木の観察を目的とした利用者が増加していることから、平成 31 年 2 月より運用開始となった金作原利用ルールの下、現行区間と一体的となった適正利用を推進するとともに、路線の整備と適正な維持管理を図る。

利用施設計画変更図1





この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分1地勢図、5万分1地形図、2万5千分1地形図、電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 令元情複、第261号)